

宇都宮短期大学附属高等学校 運動部活動方針

目標	○部活動は、学習指導要領の趣旨を踏まえ、学校教育の一環として実施するものであり、生徒が部活動を通して心身を鍛え、充実した学校生活を送るための主体的な態度を養う。 ○部活動を通して、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師間の望ましい人間関係の構築を図るとともに、学習意欲を向上させ、自己肯定感、責任感、連帯感を育成する。 ○部活動の実施にあたっては、所属する生徒の技術・競技力の向上を図るとともに、部活動を通して個性を伸長させ、自ら選択した競技等を生涯にわたって楽しむ意欲と態度を養う。 ○安全管理を徹底し、活動中に起きた「ヒヤリ・ハット」事例を共有して安全対策を講じるなど、学校全体での意識高揚を図りながら、生徒が安心安全に参加できる部活運営を行う。
活動時間	○学期中の練習時間については、平日・土曜授業日2時間、休日3時間とし、短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。 （生徒の健康管理に十分に配慮し、学校生活や学習・健康等に支障のない範囲で実施する。） ○定期テスト初日の5日前から定期試験実施期間(最終日を除く)においては、学校全体の部活動休養日として設定する。ただし、公式大会期間および大会を間近に控え、やむを得ず活動する場合は、顧問は事前に学校長に申し出て短時間練習の許可を得る。
休養日	○平日に週1日の完全休養日を設ける。 完全休養日は原則水曜日とするが、練習施設の都合により、各部によって定めることもある。やむを得ない事情により、完全休養日に練習等を実施した場合は、その週に臨時の休養日を必ず設ける。 ○連続した土日（祝祭日含む）については、その中の1日を完全休養日とすることが望ましいが、事情により少なくとも半日は休養とする。 3日以上続く連休については、必ず1日は完全休養日を設ける。 ○土日(祝祭日含む)に連続して大会等がある場合には、翌日及び水曜日を完全休養日とする。 ○長期休業中（夏休み・冬休み）においては、上記を遵守し、さらに8月13日～15日(3日間)および12月28日～1月2日(6日間)を完全休養日とする。
生徒の健康・安全への配慮	○顧問は、生徒はまだ自分の限界や心身への影響等について十分な知識や技能をもっていないことを前提として、計画的な活動により、各生徒の発達段階、体力、修得状況等を把握し、無理のない練習となるよう留意する。生徒の体調等の確認、設備・用具等の定期的な保守・点検、万が一事故が起こった場合の対処の手順、医療機関等への連絡体制を確認する。 ○部活動顧問は生徒の活動に立ち合い、直接指導うることを原則とするが、直接練習に立ち会えない場合は、他の教員と連携・協力し、あらかじめ部活動顧問と生徒との間で約束された安全面に十分留意した内容や方法で活動させ、部活動日誌等により活動内容を把握できるようにする。 ○部活動遠征等については、原則として学校が伊東観光を通じて手配する関東自動車等のバスを使用することとし、保護者の自家用車の相乗り使用や保護者が手配する貸切りバス・レンタカーの使用はしない。 ※教職員（部活動指導者も含む）が同乗する。 なお、保護者には貸切りバス代金等の費用負担についての公文書を出して、銀行振込にて費用を徴収する。 ○スクールバスの使用については、事前に校長の承認を得させる。運転手は、市内短距離の場合は定められた教職員、県内市外の遠距離の場合は、ドライバー派遣会社（サンクレール）とする。※同上

